

## 【県域助成 8】

### 令和 6 年度事業 自立サポートハウス助成事業 募集要項

#### 1. 目的

児童福祉法で保護される子どもは 18 歳未満（措置延長の場合は 20 歳）と限られています。児童養護施設等に入所する子どもは、18 歳になると措置期間が終了し原則、自立を迫られるのがほとんどです。施設を退所した子どもが、18 歳で本当に自立できるかという点、実際は困難なことが多く、大人となる前に社会生活で挫折し、貧困に苦しむケースも少なくありません。また、施設で育った子どもでなくとも、親がいない、あるいは何らかの理由により親の援助が受けられない子どもも多数います。

そのような、社会的に保護が薄くなってしまいう年代の子どもが、しっかりと社会において自己の存在意義を見出し、大人の一員として社会生活が送れるよう、退所児童等の巣立ちを支援するとともに、退所児童以外で親の支援を受けられない宮城県内で暮らす 18 歳以上の子どもに対して、様々な形で自立支援を行う団体等の運営費用の一部を助成し、子どもの経済的困窮と孤立を防ぐことを目的とします。

#### 2. 対象団体

- (1) 営利を目的としない民間団体（NPO 法人、任意団体など）であること。
- (2) 宮城県を主たる活動の場としていること。
- (3) 団体として、代表者責任が明確であり、会計処理が適切に行われていること。
- (4) 反社会的勢力でないこと。

#### 3. 対象経費

- (1) 居住支援運営費（家賃等）
- (2) 備品購入費
- (3) 報償費（講師謝礼等）・旅費
- (4) 水道光熱費・通信費・運搬費・印刷費等

#### 【\*対象外経費】

- (1) 団体の組織運営に係る人件費
- (2) 飲食費またはそれに類する費用
- (3) 個人名義/会社名義など団体名と異なる領収書の経費
- (4) 行政からの委託事業等公的な制度の中で運営されている事業の経費

#### 4. 助成額

助成予算総額 250 万円（1 団体上限 90 万円、総事業費の 75%まで）

## 5. 申請方法及び助成決定と助成金交付

- (1) 申請については、「様式1 助成金申請書」に必要事項を記入し、必須添付書類を添えて本会へ提出。

助成申請受付期間：令和6年1月5日（金）から令和5年2月5日（月）まで本会必着

- (2) 助成金は、助成金決定通知後交付する。

交付予定日：令和6年4月下旬

## 6. 助成事業完了報告書の提出

助成金の交付を受けた施設・団体は、事業完了後「様式5 完了報告書」に必要事項を記入し、令和7年4月末日までに速やかに本会へ提出すること。

## 7. 助成事業の広報

助成決定を受けた団体は、事業の実施にあたっては、赤い羽根共同募金の助成であることを広報誌等で広く周知すること。